

奈良県告示第二百三十七号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年十一月一日から施行する。

平成二十五年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

「土木事務所」の下に「幹線街路整備事務所」を加える。